2024 年民間奨学金 神戸大学推薦枠 (A区分) 申請要項

民間奨学財団(以下財団という)奨学金のうち大学へ推薦依頼がある奨学金は、「神戸大学推薦枠願書(A区分)」を大学で取りまとめて選考の上で、推薦しています。

申請資格

【学業成績基準】

・学部1年生: 高校における調査書の評定平均値が3.5以上

・学部2年生以上: 本学における累計 GPA が同学部同学年内で上位2分の1以上

・編入学生・大学院生:成績基準について満たしているものとみなす

【選考基準】

- ・学業成績基準を満たす者のうち、家計困窮度(日本学生支援機構の基準を準用し得点化)が より高い学生から優先して、支援内容がより充実していると大学が判断する財団に推薦する
- ・大学から推薦できるのは、1人1財団
- ・生計維持者の資産額合計が「1人の場合1,250万円未満 2人の場合2,000万円未満」であること
- ・ JASSO 給付奨学金/民間奨学金受給中以外の者を優先して推薦します

【その他選考対象外となる基準】

- ・神戸大学基金を受給中の者
- ・日本学術振興会 特別研究員に採用されている者(予定を含む)
- ・国立研究開発法人科学技術振興機構(JST)が実施する「科学技術イノベーション創出に向けた大学フェローシップ創設事業」又は「次世代研究者挑戦的研究プログラム」の支援を受給中の者(予定を含む)
- ・進級判定で進級していない者(予定を含む)
- ・修業年限を超過して在学する者(予定を含む)
- ・過去に提出物の未提出や虚偽記載、財団行事の無断欠席等により奨学金を停止又は廃止された者

申請方法

① 申請願書記入後、下記の申請願書フォームを入力してください。 (※令和6年4月1日現在の情報を入力してください)

https://www.office.kobe-u.ac.jp/stdnt-shien/Akubun_form.html

- ② 入力完了後、下記の書類をレターパックにて郵送してください。
 - (1) 学生本人及び生計維持者(原則父母)の2023年度(2022年分)(非)課税証明書の<mark>原本</mark> (※課税が無くても、学生本人の課税証明書も必要です)
 - (2) 神戸大学推薦枠 申請願書(A区分)
 - (3) 神戸大学推薦枠 確認書(A区分)

2024 年度 一括申請期限

在学生: 3月1日(金)9時 新入生: 4月3日(水)9時



・期限後の申請はできません。

やむを得ない理由により期限内に申請できない時は事前に連絡してください。

- ・内部進学の大学院生は、できるだけ在学生の一括申請期限までに提出してください。
- ・予約採用等で締切日を別途指定している財団については、その指示に従ってください。

大学選考結果について

大学選考の結果、本学から推薦する場合、**学籍番号のメールアドレス宛に**連絡します。**2日(48 時間)以内**に連絡がない場合は辞退したものとみなし、次点の学生へ回します。

推薦期限の近い財団へ推薦する学生から順次、概ね6月頃までに連絡します。

推薦しない学生への連絡はありませんので、ご了承ください。

なお、財団でも審査がありますので、<u>大学から推薦されても必ず採用になるわけではありません。</u> 財団への提出書類や面接には万全の準備をして臨んでください。



- ・日本学生支援機構給付奨学金、他財団奨学金との併給を不可としている財団もあります。
- ・民間奨学金関係の連絡は大学から電話、メールで行いますので、大学からの連絡には、速やかに対応してください。

学籍番号のメールアドレスを使えるように設定し、下記アドレスを登録してください。

提出・問合せ先

神戸大学学務部学生支援課奨学支援グループ

〒657-8501 神戸市灘区鶴甲1丁目2-1

(鶴甲第一キャンパスB棟1階 学生センター内)

メールアドレス: stdnt-shogakushien [at] office. kobe-u. ac. jp



総所得金額、市区町村民税所得割額の記入方法について

市役所等で令和 5(2023)年度課税(非課税)証明書(内容は令和 4(2022)年分)の発行を受け、 **総所得金額と市区町村民税所得割額**を確認し、それぞれ願書の該当欄に記入してください。

※下記見本は課税証明書の様式例ですので、市区町村によって様式や記入箇所等が異なる場合があります。



総所得金額

- ・「合計所得金額」(青枠)を該当者の所得金額欄に記入。
- ※市区町村によっては、「総所得金額」等、別の文言で表記されていることがあります。
- ※「給与収入(いわゆる額面)」や「手取り」等ではありませんのでご注意ください。

市区町村民税所得割額

- 市区町村民税所得割額(赤枠)を市民税所得割額に記入。
- ※調整控除以外の税額控除(住宅借入金等特別控除、寄付金特別控除等)の対象の方は、 市民税所得割額と調整控除以外の税額控除額を合算した金額を記入してください。

「ひとり親家庭」の方で「ひとり親控除」を受けられていない方は「戸籍謄本」の提出も必要になります。